

成年後見人等報酬費用助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、成年後見人等（監督人も含む）への報酬を負担することが困難な方に、成年後見人等への報酬費用の全部又は一部を助成するものです。

【助成の対象者及び要件】

家庭裁判所において成年後見人等が選任された成年被後見人等で、次の要件にすべて該当している方。

- 後見等開始の審判請求を行ったのは区市町村長ではない
- 選任された成年後見人等は親族ではない
- 後見等開始の審判請求時に成年被後見人等が中野区に住民登録があった（ただし、介護保険等による住所地特例等を受けて、中野区外に住民登録を移していた場合を含む）。
- 成年被後見人等が生活保護を受給中、もしくは住民税が非課税である
- 成年被後見人等の名義の預貯金口座残高および即時に現金化できると認められる資産の評価額等の合計額が600,000円以下である
- この制度以外の助成制度を利用していない

【助成の内容】

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬費用の全額。

※ただし、助成の対象となる期間は1年間（選任後初めてのときは2年間）です。

また、報酬付与の審判日から120日を過ぎたときは助成ができないのでご注意ください。

【申請ができる方】

成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人）または成年後見人等（成年後見人、成年後見監督人、代理権のある保佐人、保佐監督人、代理権のある補助人、補助監督人）

【申請に必要な書類】

- 申請書
- 報酬付与申立事情説明書の写し
- 家庭裁判所に提出した当該成年被後見人等の財産目録の写し
- 成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- 後見等の登記に係る登記事項証明書の写し
- 生活保護受給証明書又は直近の区市町村民税の非課税証明書等
- 本人名義の預貯金通帳の写し

※このほか、個別に書類等の提出を求める場合があります。

【助成申請・決定までの流れ】

- ① 相談…当センターへご相談ください。要件の確認をしたうえで申請書をお渡しします。
- ② 報酬付与申立て⇒報酬付与の審判確定
- ③ 必要書類を添えて助成申請
- ④ 審査・助成決定…決定通知と助成金請求書をお渡しします
- ⑤ 請求書の提出…提出された請求書に基づき、後日交付を行います。

【問い合わせ】社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区成年後見支援センター

中野区中野 4-11-19 中野区役所 4階 / 電話：03-5380-0134 FAX：03-5380-0591

※受付時間は月曜～金曜の午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みです）